

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

(注) 2023年11月21日開催の取締役会決議により、2024年1月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は120,000,000株増加し、180,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数 (株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数 (株) (2024年6月26日)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	58,576,221	58,576,221	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株です。
計	58,576,221	58,576,221	—	—

(注) 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は39,050,814株増加し、58,576,221株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2009年6月25日	2010年6月25日	2011年6月24日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役 （社外取締役を除く） 8	取締役 （社外取締役を除く） 8	取締役 （社外取締役を除く） 7
新株予約権の数（個）（注）1, 2	53	58	66
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数（株）（注）1, 2, 3	普通株式 1, 590	普通株式 1, 740	普通株式 1, 980
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）1	1	1	1
新株予約権の行使期間（注）1	2009年7月22日～ 2039年7月21日	2010年7月21日～ 2040年7月20日	2011年7月20日～ 2041年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組 入額（円）（注）1, 3	発行価格 1, 624 資本組入額 812	発行価格 1, 354 資本組入額 677	発行価格 1, 200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件（注）1	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2009年6月25日から2010年6月24日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じた、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2010年6月25日から2011年6月24日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じた、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2011年6月24日から2012年6月23日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じた、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 （注）1	取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。		

- (注) 1. 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しています。なお、提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、それらの事項に変更はありません。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株です。
ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、決議日後に、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて割当株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で割当株式数を適切に調整することができるものとします。

3. 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2012年6月26日	2013年6月25日	2014年6月25日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役 （社外取締役を除く）7	取締役 （社外取締役を除く）4	取締役 （社外取締役を除く）4
新株予約権の数（個）（注）1, 2	130	181	114
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数（株）（注）1, 2, 3	普通株式 3, 900	普通株式 5, 430	普通株式 3, 420
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）1	1	1	1
新株予約権の行使期間（注）1	2012年7月18日～ 2042年7月17日	2013年7月17日～ 2043年7月16日	2014年7月16日～ 2044年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組 入額（円）（注）1, 3	発行価格 927 資本組入額 464	発行価格 964 資本組入額 482	発行価格 1, 687 資本組入額 844
新株予約権の行使の条件（注）1	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2012年6月26日から2013年6月25日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2013年6月25日から2014年6月24日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2014年6月25日から2015年6月24日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 （注）1	取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。		

- （注）1. 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しています。なお、提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、それらの事項に変更はありません。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株です。
ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

- また、決議日後に、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて割当株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で割当株式数を適切に調整することができるものとします。
3. 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2015年6月24日	2016年6月24日	2017年6月27日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役 （社外取締役を除く）4	取締役 （社外取締役を除く）4	取締役 （社外取締役を除く）3
新株予約権の数（個）（注）1, 2	257 [131]	305 [155]	212 [108]
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数（株）（注）1, 2, 3	普通株式 7, 710 [3, 930]	普通株式 9, 150 [4, 650]	普通株式 6, 360 [3, 240]
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）1	1	1	1
新株予約権の行使期間（注）1	2015年7月22日～ 2045年7月21日	2016年7月20日～ 2046年7月19日	2017年7月19日～ 2047年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組 入額（円）（注）1, 3	発行価格 1, 420 資本組入額 710	発行価格 1, 227 資本組入額 614	発行価格 1, 767 資本組入額 884
新株予約権の行使の条件（注）1	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2015年6月24日から2016年6月23日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2016年6月24日から2017年6月23日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2017年6月27日から2018年6月26日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 （注）1	取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。		

- (注) 1. 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については変更はありません。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株です。
ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

- また、決議日後に、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて割当株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で割当株式数を適切に調整することができるものとします。
3. 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2018年6月26日	2019年6月25日	2020年4月21日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役 （社外取締役を除く）3	取締役 （社外取締役を除く）3	執行役員 （取締役を兼務しない 執行役員を意味する。 以下同じ。）7
新株予約権の数（個）（注）1, 2	150 [76]	274 [164]	250 [164]
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数（株）（注）1, 2, 3	普通株式 4, 500 [2, 280]	普通株式 8, 220 [4, 920]	普通株式 7, 500 [4, 920]
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）1	1	1	1
新株予約権の行使期間（注）1	2018年7月18日～ 2048年7月17日	2019年7月24日～ 2049年7月23日	2020年5月18日～ 2050年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組 入額（円）（注）1, 3	発行価格 2, 465 資本組入額 1, 233	発行価格 2, 326 資本組入額 1, 163	発行価格 1, 333 資本組入額 667
新株予約権の行使の条件（注）1	<p>①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が2018年6月26日から2019年6月25日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が2019年6月25日から2020年6月24日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>①新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役に就任した場合、取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が2020年4月1日から2021年3月31日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の執行役員の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 （注）1	取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。		

（注）1. 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については変更はありません。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株です。
ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、決議日後に、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて割当株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で割当株式数を適切に調整することができるものとします。

3. 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2020年6月24日	2021年4月20日	2021年6月25日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役 （社外取締役を除く） 3	執行役員 （取締役を兼務しない 執行役員を意味する。 以下同じ。） 7	取締役 （社外取締役を除く） 3
新株予約権の数（個）（注）1, 2	419 [251]	150 [100]	311 [181]
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数（株）（注）1, 2, 3	普通株式 12, 570 [7, 530]	普通株式 4, 500 [3, 000]	普通株式 9, 330 [5, 430]
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）1	1	1	1
新株予約権の行使期間（注）1	2020年7月22日～ 2050年7月21日	2021年5月19日～ 2051年5月18日	2021年7月21日～ 2051年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組 入額（円）（注）1, 3	発行価格 1, 476 資本組入額 738	発行価格 2, 118 資本組入額 1, 059	発行価格 2, 176 資本組入額 1, 088
新株予約権の行使の条件（注）1	<p>①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役を兼務しない執行役員となった場合には、当社「執行役員スブック・オプション規程」を適用し、取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が2020年6月24日から2021年6月23日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>		
新株予約権の譲渡に関する事項 （注）1	取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p>		

（注）1. 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については変更はありません。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株です。
ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、決議日後に、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて割当株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で割当株式数を適切に調整することができるものとします。

3. 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2022年4月19日	2022年6月24日
付与対象者の区分および人数（名）	執行役員 (取締役を兼務しない執行役員を意味する。以下同じ。) 7	取締役 (社外取締役を除く) 4
新株予約権の数（個）（注）1, 2	107 [72]	249 [162]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数（株）（注）1, 2, 3	普通株式 3, 210 [2, 160]	普通株式 7, 470 [4, 860]
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1	1	1
新株予約権の行使期間（注）1	2022年5月18日～ 2052年5月17日	2022年7月20日～ 2052年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）（注）1, 3	発行価格 3, 144 資本組入額 1, 572	発行価格 3, 187 資本組入額 1, 594
新株予約権の行使の条件（注）1	<p>①新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役に就任した場合、取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が2022年4月1日から2023年3月31日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の執行役員の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役を兼務しない執行役員となった場合には、当社「執行役員ストック・オプション規程」を適用し、取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が2022年6月24日から2023年6月23日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、新株予約権者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1	取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。	

(注) 1. 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については変更はありません。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株です。
ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、決議日後に、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて割当株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で割当株式数を適切に調整することができるものとします。

3. 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年6月30日 (注) 1	△1,280,000	19,525,407	—	18,169	—	15,912
2024年1月1日 (注) 2	39,050,814	58,576,221	—	18,169	—	15,912

(注) 1. 自己株式の消却による減少です。

2. 普通株式1株につき3株とする株式分割による増加です。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府および 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	36	27	120	203	10	9,767	10,163	—
所有株式数 (単元)	—	224,601	6,544	36,383	153,726	585	163,082	584,921	84,121
所有株式数 の割合 (%)	—	38.40	1.12	6.22	26.28	0.10	27.88	100.00	—

(注) 1. 自己株式数3,543,898株のうち、3,543,800株(35,438単元)は「個人その他」欄に、98株は「単元未満株式の状況」欄に含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1	6,448	11.72
野村 絢 (常任代理人 三田証券株式会社)	BUKIT TUNGGAL ROAD, SINGAPORE (東京都中央区日本橋兜町3-11)	5,262	9.56
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	4,123	7.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	3,894	7.08
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	1,650	3.00
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	1,200	2.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2-15-1)	1,106	2.01
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町2-3-1	1,064	1.93
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,061	1.93
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行決済事業部)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	873	1.59
計	—	26,684	48.49

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式3,543千株があります。

2. 2023年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2023年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っておりますが、下記の所有株式数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1	980	5.02

3. 2023年10月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2023年10月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っておりますが、下記の所有株式数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	25	0.13
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	479	2.46
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	372	1.91
計	—	877	4.49

4. 2023年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッドが2023年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っておりますが、下記の所有株式数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	701	3.59
シュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2Y5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1	170	0.87
計	—	871	4.46

5. 2024年4月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社エスグラントコーポレーションおよびその共同保有者である野村紘氏、株式会社シティインデックスイレブンスが2024年3月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社エスグラントコーポレーション	東京都渋谷区南平台町3-8	203	0.35
野村 紘	BUKIT TUNGGAL ROAD, SINGAPORE	5,284	9.02
株式会社シティインデックスイレブンス	東京都渋谷区南平台町3-8	0	0.00
計	—	5,488	9.37

6. 2024年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が2024年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	1,200	2.05
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-3-3	799	1.36
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-2	1,060	1.81
計	—	3,060	5.22

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,543,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 54,948,300	549,483	—
単元未満株式	普通株式 84,121	—	—
発行済株式総数	58,576,221	—	—
総株主の議決権	—	549,483	—

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式等が以下のとおり含まれております。

(自己保有株式)

(株)クレハ

98株

2. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) (株)クレハ	東京都中央区日本橋浜町 3-3-2	3,543,800	—	3,543,800	6.05
計	—	3,543,800	—	3,543,800	6.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
取締役会 (2023年5月12日) での決議状況 (取得期間2023年5月15日～2024年3月31日)	(上限) 3,600,000	(上限) 10,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	3,531,000	9,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	69,000	0
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	1.9	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	1.9	0.0

(注) 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。上記は、本株式分割後の株式数に換算しております。

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
取締役会 (2024年5月13日) での決議状況 (取得期間2024年5月14日～2025年3月31日)	(上限) 5,600,000	(上限) 15,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	653,900	1,904
提出日現在の未行使割合 (%)	88.3	87.3

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得による株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	1,070	5
当期間における取得自己株式	72	0

(注) 1. 2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。当事業年度における取得自己株式数の内訳は、当該株式分割前に取得した463株、当該株式分割後に取得した607株です。
2. 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	1,280,000	9,057	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（譲渡制限付株式報酬による処分）	4,336	32	3,312	9
その他（ストック・オプションの行使 による処分）	—	—	33,600	91
保有自己株式数	3,543,898	—	4,160,958	—

- (注) 1. 2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。当事業年度における自己株式の消却および譲渡制限付株式報酬による処分は、当該株式分割前に実施したため、株式分割前の株式数を記載しています。
2. 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、2030年度のありたい姿を見据えた 2023年度～2025年度の定量計画を含む『クレハグループ中長期経営計画 ローリングプラン2025』において、剰余金の配当については、将来の事業展開に向けた積極投資に資する内部留保を充実させつつ、安定的な配当を行い、目標配当性向を30%以上とすることを基本方針としております。

本方針を踏まえ、当期末の配当金は1株につき43円34銭（下記に示す株式分割前換算は1株当たり130円2銭）とし、これにより中間配当金130円（株式分割前換算）を加えた年間配当金は1株につき260円2銭（株式分割前換算）となります。なお、2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。また、2025年度までは年間配当額の下限を1株当たり86円70銭（株式分割前換算260円相当）としております。

当社は、剰余金の配当を中間配当と期末配当の年2回行うことを基本的な方針としており、会社法第459条第1項に基づき剰余金の配当等を取締役会が決定する旨を定款に定めております。

内部留保資金については、企業価値向上のために、重点事業分野における新設・増設投資、研究開発投資、社会課題の解決に向けた環境負荷低減等への投資に充当する考えでおります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2023年10月24日 取締役会	2,438	130.00
2024年4月26日 取締役会	2,385	43.34 (130.02)

※2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。括弧内には株式分割を考慮しない場合の1株当たり配当額を記載しています。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下のクレハグループ企業理念とクレハビジョンを掲げ、すべての役員と従業員がこれらを共有し、将来のありたい姿の実現に向けて常に挑戦し続けます。

クレハグループ企業理念（何を大切にするのか）

私たち（クレハグループ）は、

- ・人と自然を大切にします。
- ・常に変革を行い成長し続けます。
- ・価値ある商品・技術を創出して、持続可能な社会の発展に貢献します。

クレハビジョン（何を目指すのか）

独自技術でスペシャリティを追求し、未来を拓く社会貢献企業

当社は、コンプライアンスの実践やリスク・マネジメントの強化を含む内部統制機能の充実を図り、公正かつ透明性の高い経営を行うとともに、別途定める「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(URL:<https://www.kureha.co.jp/ir/policy/governance.html>)を指針としてコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、クレハグループ（当社およびグループ会社）の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

② 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

- ・当社は、コーポレート・ガバナンスの強化およびグループ経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、経営における監督責任と執行責任を明確にしています。

イ 取締役会

取締役会は、独立社外取締役3分の1以上を含む、合計10名以内で構成し、取締役会長（空席の場合は代表取締役社長）が議長を務め、原則月1回開催し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行っています。

提出日現在の当社取締役会は、「(2) 役員 の状況」に記載の取締役7名により構成されています。なお、取締役会議長は代表取締役社長小林豊氏です。

ロ 経営会議

経営会議は、代表取締役社長が議長を務め、代表取締役社長以下の執行役員を構成メンバーとして原則月2回開催し、当社の経営に関する重要案件等について審議し、経営上の意思決定が効率的に行われることを確保しています。

提出日現在の当社経営会議は、「(2) 役員 の状況」に記載の代表取締役社長と執行役員により構成されています。なお、経営会議議長は代表取締役社長小林豊氏です。

ハ 指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役会長、取締役社長、代表取締役、取締役、役付執行役員および執行役員の指名および報酬に関する事項について、取締役会における意思決定の透明性の確保とステークホルダーへの説明責任の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を2018年6月26日より設置しています。指名委員会および報酬委員会は、いずれも3名以上の取締役で構成し、うち過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。

提出日現在の当社指名委員会・報酬委員会は、「(2) 役員 の状況」に記載の代表取締役社長と社外取締役ににより構成されています。なお、委員長はいずれも社外取締役戸坂修氏です。

ニ 監査役会

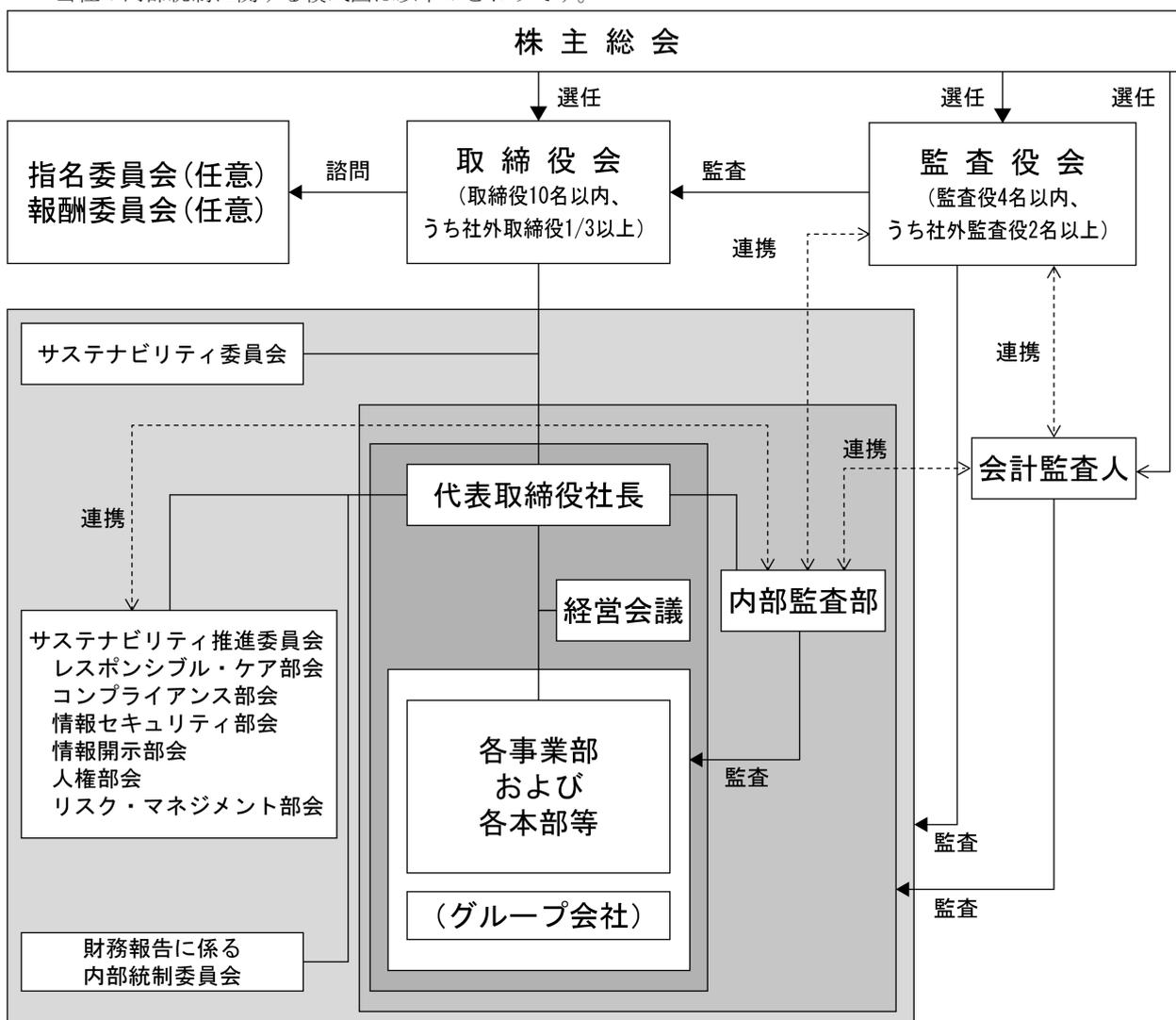
監査役会は、独立社外監査役2名以上を含む、4名以内で構成し、常勤の監査役が議長を務め、原則月1回開催し、監査役が行う取締役の職務執行の監査を有効かつ効率的に進めるために、監査役会に付与された権限事項等の協議決定と監査情報の共有を行っています。

提出日現在の当社監査役会は、「(2) 役員 の状況」に記載の監査役3名により構成されています。なお、監査役会議長は常勤社外監査役林道彦氏です。

- 具体的な業務執行については「組織規程」、「権限基準規程」において、分掌業務およびその業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図っています。
- 当社と当社グループ会社における中長期の経営ビジョンおよびポリシーの統一を図ることを目的に連結経営会議を定期的で開催し、当社の代表取締役社長が議長を務め、経営方針、事業戦略について相互に意見交換を行うことにより連結経営の強化を図っています。
- 当社は、「グループ会社管理運営規程」に、当社グループ会社が当社に報告または事前協議する事項を定め、グループ会社の自主性を尊重しつつ、業務執行の適正な管理と監督を行っています。
- 事業年度毎の経営に対する責任を明確にするため、取締役および執行役員の任期は1年としています。

以上により、当社のガバナンス体制は、当社経営における意思決定および業務執行ならびに監督にあたり有効に機能しており、最適な体制と認識しています。

当社の内部統制に関する模式図は以下のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備状況

- ・「内部統制システムの基本方針」を制定し、当社およびグループ各社が業務遂行にあたり、法令を遵守し、業務を適正に遂行する体制を確保するよう各種委員会の設置や社内規程の整備および法令への対応を進めています。

ロ コンプライアンス体制

- ・当社および当社グループ会社は、「クレハグループ企業行動憲章」に則り、各社で「コンプライアンス規程」を定めて、国内外の法律、社会的規範およびその精神の遵守に努めています。
- ・当社は、代表取締役社長または代表取締役社長が指名した取締役または執行役員を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設置し、部門横断的にコンプライアンス体制の整備および維持運営を担うコンプライアンス部会を下部組織として設置しています。「クレハグループ企業行動憲章」に基づく「クレハグループ行動規範」に従い、当社におけるコンプライアンスの徹底を図るとともに、当社グループ会社におけるコンプライアンスの徹底を支援しています。
- ・当社および当社グループ会社は、コンプライアンスに違反する行為または疑義のある行為を早期に把握し迅速に対処するために、「コンプライアンス相談窓口取扱規程」を定めて、社内および社外（弁護士）にコンプライアンスに関する報告や相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置しています。
- ・経理部門を統括する取締役または執行役員を委員長とする財務報告に係る内部統制委員会を設置し、「財務報告に係る内部統制基本規程」を円滑に運用することによって、財務報告の信頼性の確保を図っています。

ハ リスク管理体制

- ・当社は、当社の経営に悪影響を及ぼすリスクを全社的に把握し、その顕在化を未然に防止し、また、リスクが顕在化した場合の影響を軽減して許容範囲に収めるよう、必要な対応策を予め講じ、備えておくことをリスク・マネジメント基本方針としています。この基本方針および「リスク・マネジメント規程」に基づき、サステナビリティ推進委員会の下部組織であるリスク・マネジメント部会による統括の下、個別のリスクに直接関連する実施部署がリスクへの対応策を実施し、当該リスクの管理を統括する主管部署が、その実施状況のモニタリングを行っています。リスク・マネジメント部会は、リスク・マネジメントの遂行状況について、サステナビリティ推進委員会を通じて経営会議および取締役会に報告を行っています。また、リスク・マネジメント部会は、当社グループ会社におけるリスク・マネジメントの支援を行っています。
- ・当社は、当社および当社グループ会社の経営に重大な影響を与えるおそれのある非常事態が発生したときには、「非常事態対応規程」に基づき対応し、各社は、事業継続計画（BCP）に定めた、企業活動を継続する体制を確保しています。

ニ レスポンシブル・ケア活動

- ・当社および当社グループ会社は、レスポンシブル・ケア活動（環境保全、保安防災、労働安全衛生、製品安全・品質保証、物流安全、エネルギー管理、地域との共生に関する自主的管理活動）を企業の社会的責任と認識し、「レスポンシブル・ケア方針」を定め、レスポンシブル・ケア部会の統轄の下、各社において実施計画を策定し、実行しています。

ホ 責任限定契約の内容の概要

- ・当社は会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、「社外取締役および非常勤社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

へ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

- ・当社は、当社および当社グループ会社の取締役、監査役、および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社および当社グループ会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

ト 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

・自己の株式の取得

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応して機動的な資本政策を遂行できるようにすることを目的としています。

・剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨、定款に定めています。これは株主総会決議事項を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としています。

チ 取締役の定数および取締役の選任の決議要件

- ・当社は取締役の員数を10名以内とし、選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めています。

リ 株主総会の特別決議要件

- ・当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としています。

④ 取締役会の活動状況

- ・当事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役社長	小林 豊	15回／15回
取締役専務執行役員	佐藤 通浩	5回／ 5回
取締役常務執行役員	野田 義夫	5回／ 5回
取締役常務執行役員	田中 宏幸	15回／15回
取締役常務執行役員	西畑 直光	10回／10回
取締役常務執行役員	名武 克泰	10回／10回
社外取締役	戸坂 修	15回／15回
社外取締役	樋口 一成	5回／ 5回
社外取締役	飯田 修	15回／15回
社外取締役	岡藤 由美子	10回／10回

(注) 1 佐藤通浩氏、野田義夫氏および樋口一成氏は2023年6月27日の第110回定時株主総会の終結の時をもって退任したため、退任前に開催された取締役会が出席対象となっています。

2 西畑直光氏、名武克泰氏および岡藤由美子氏は2023年6月27日の第110回定時株主総会の日に就任したため、就任後に開催された取締役会が出席対象となっています。

- ・取締役会においては、中長期経営計画における重要テーマ進捗検証、フッ化ビニリデン樹脂生産設備増強、技術立社の再興に向けた取り組み、投資単位引下げ要請への対応、クレハグループ行動規範の制定、サステナビリティ課題、自己株式の取得・消却、政策保有株式に関する検証、財務報告に係る内部統制評価結果報告等を主な審議、報告事項としました。

⑤ 指名委員会の活動状況

- ・当事業年度において当社は指名委員会を8回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役社長	小林 豊	8回／8回
社外取締役	戸坂 修	8回／8回
社外取締役	樋口 一成	3回／3回
社外取締役	飯田 修	8回／8回
社外取締役	岡藤 由美子	5回／5回

(注) 1 樋口一成氏は2023年6月27日の第110回定時株主総会の終結の時をもって退任したため、退任前に開催された指名委員会が出席対象となっています。

2 岡藤由美子氏は2023年6月27日の第110回定時株主総会の日に就任したため、就任後に開催された指名委員会が出席対象となっています。

- ・指名委員会においては、取締役会長、取締役社長、代表取締役、取締役の選任・解任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画に係る事項、役付執行役員および執行役員の選任・解任に係る事項、社外取締役の多様性等を審議、報告事項としました。

⑥ 報酬委員会の活動状況

- ・当事業年度において当社は報酬委員会を3回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役社長	小林 豊	3回／3回
社外取締役	戸坂 修	3回／3回
社外取締役	樋口 一成	2回／2回
社外取締役	飯田 修	3回／3回
社外取締役	岡藤 由美子	1回／1回

(注) 1 樋口一成氏は2023年6月27日の第110回定時株主総会の終結の時をもって退任したため、退任前に開催された報酬委員会が出席対象となっています。

2 岡藤由美子氏は2023年6月27日の第110回定時株主総会の日に就任したため、就任後に開催された報酬委員会が出席対象となっています。

- ・報酬委員会においては、2023年度以降の取締役および執行役員の報酬の体系・制度の方針に係る事項、取締役の個人別の報酬等の内容等を審議、報告事項としました。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	小 林 豊	1951年12月25日	1974年 4月 1998年 1月 2000年 6月 2003年 1月 2004年 4月 2005年 4月 2005年 6月 2007年 6月 2008年 4月 2009年 6月 2010年 4月 2010年 6月 2012年 4月 2012年 9月 2013年 4月	当社入社 当社錦工場勤労部長 クレハ・ケミカルズ(シンガポール) Pte. Ltd. 取締役社長 当社関連事業統括部長 当社総合企画部長 当社化学品事業部長 当社取締役 化学品事業部長 当社常務執行役員 化学品事業部長 当社常務執行役員 新事業推進本部長、化学品事業部長 当社取締役常務執行役員 新事業推進本部長、化学品事業部長 当社取締役常務執行役員 P G A 事業部長、化学品事業部長、新事業推進本部管掌 当社取締役常務執行役員 P G A 事業部長、化学品事業部長 当社代表取締役副社長 営業部門統括、P G A 事業部長 当社代表取締役社長 P G A 事業部長 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	46,716
取締役 常務執行役員 企画経理本部長、管理本部長、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー	田 中 宏 幸	1963年9月27日	1986年 4月 2008年 4月 2011年 1月 2013年 1月 2013年 4月 2016年 4月 2018年 4月 2020年 4月 2021年 4月 2021年10月 2022年 4月 2022年 6月 2023年 4月 2023年10月 2024年 4月	当社入社 当社人事部長 クレハ・ベトナムCo., Ltd. 取締役社長 当社管理本部副本部長 当社執行役員 管理本部長 クレハ運輸株式会社 代表取締役社長 当社執行役員 生産・技術本部いわき事業所長 当社執行役員 生産・技術本部副本部長、いわき事業所長 当社常務執行役員 生産・技術本部長、いわき事業所長 当社常務執行役員 生産・技術本部長、いわき事業所長、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー 当社常務執行役員 生産・技術本部管掌、企画本部長、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー 当社取締役常務執行役員 生産・技術本部管掌、企画本部長、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー 当社取締役常務執行役員 企画本部長、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー 当社取締役常務執行役員 企画本部長、管理本部長、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー 当社取締役常務執行役員 企画経理本部長、管理本部長、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー(現任)	(注) 3	6,542

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 PGA事業管掌、研究開発本 部管掌、生産・技術本部管掌、 新事業推進本部長	西畑直光	1965年2月14日	1987年 4月 当社入社 2008年10月 株式会社クレファイン 代表取締役 社長 2010年 4月 当社PGA営業部長 2011年 4月 当社PGA部長 2012年 9月 当社PGA事業部副事業部長 2014年 4月 当社執行役員 PGA事業部長 2016年 4月 当社執行役員 フッ素製品事業部 長、PGA事業部長、新事業創出プ ロジェクト統括マネージャー 2018年 4月 当社常務執行役員 企画本部長、高 機能製品事業部長、新事業創出プロ ジェクト統括マネージャー 2019年 4月 当社常務執行役員 クレハ・アメリ カInc. 取締役社長、PGA事業 管掌、新事業創出プロジェクト統括 マネージャー 2020年 4月 当社常務執行役員 クレハ・アメリ カInc. 取締役社長、PGA事業 副管掌、新事業創出プロジェクト統 括マネージャー 2021年 4月 当社常務執行役員 クレハ・アメリ カInc. 取締役社長、PGA事業 副管掌、新事業創出プロジェクト副 統括マネージャー 2022年 4月 当社常務執行役員 クレハ・アメリ カInc. 取締役社長、PGA事業 副管掌 2023年 4月 当社常務執行役員 PGA事業管 掌、新事業推進本部長 2023年 6月 当社取締役常務執行役員 PGA事 業管掌、新事業推進本部長 2023年10月 当社取締役常務執行役員 PGA事 業管掌、研究開発本部管掌、生産・ 技術本部管掌、新事業推進本部長 (現任)	(注) 3	5,385
取締役 常務執行役員 事業部門管掌、高機能製品事 業部長	名武克泰	1962年4月3日	1985年 4月 当社入社 2006年 4月 当社包装材三部長 2008年 4月 当社機能材一部長 2010年 4月 当社機能材料部長 2012年 4月 当社高機能材事業部副事業部長 2014年 4月 当社執行役員 高機能材事業部長 2016年 4月 株式会社クレハ環境 取締役副社長 2016年 6月 同社代表取締役社長 2019年 4月 当社執行役員 高機能製品事業部長 2023年 4月 当社常務執行役員 高機能製品事業 部長 2023年 6月 当社取締役常務執行役員 高機能製 品事業部長 2023年10月 当社取締役常務執行役員 事業部門 管掌、高機能製品事業部長 (現任)	(注) 3	5,685

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外 取締役	戸坂 修	1946年12月11日	1971年 4月 1994年 3月 1999年 7月 2001年 6月 2002年 4月 2003年 6月 2004年 7月 2005年 4月 2005年 6月 2007年 6月 2011年 6月 2014年 6月 2016年 6月	味の素株式会社入社 味の素ハートランド株式会社(米 国) 副社長 味の素株式会社発酵技術研究所長 同社取締役九州工場長 同社取締役コーポレート九州事業所 長兼海外食品・アミノ酸カンパニー 九州工場長 同社取締役常務執行役員九州事業所 長兼海外食品・アミノ酸カンパニー 九州工場長 同社取締役常務執行役員川崎事業所 長兼調味料・食品カンパニーバイス プレジデント兼海外食品・アミノ酸 カンパニー川崎第1工場長 同社取締役常務執行役員食品カンパ ニーバイスプレジデント兼食品カン パニー川崎事業所長 同社代表取締役専務執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 同社顧問 同社退社 当社社外取締役(現任)	(注) 3	—
社外 取締役	飯田 修	1957年5月20日	1980年 4月 2004年 1月 2010年 7月 2011年 7月 2013年 4月 2013年 6月 2016年 4月 2017年 4月 2019年 4月 2020年 4月 2021年 4月 2021年 7月 2022年 3月 2022年 6月	三菱金属株式会社(現三菱マテリア ル㈱)入社 同社銅事業カンパニー製錬部長 同社直島製錬所所長 同社執行役員 銅事業カンパニーバ イスプレジデント 兼 直島製錬所 所長 同社常務執行役員 銅事業カンパ ニープレジデント 同社代表取締役常務 社長補佐、銅 事業カンパニープレジデント 同社代表取締役副社長 社長補佐、 金属事業、生産技術、安全・環境担 当 同社代表取締役副社長 社長補佐、 技術統括本部長 同社代表執行役員副社長 技術統括本 部長 同社上級顧問 社長特別補佐 同社上級顧問(非常勤) 株式会社M&A DX社外監査役 (現任) I Aパートナーズ株式会社社外取締 役(現任) 三菱マテリアル株式会社退社 当社社外取締役(現任) 重要な兼職の状況 株式会社M&A DX社外監査役 I Aパートナーズ株式会社社 外取締役	(注) 3	—
社外 取締役	岡藤 由美子	1964年12月10日	1988年 4月 2013年 4月 2016年10月 2019年 4月 2021年 4月 2022年 4月 2022年 6月 2023年 6月	日立化成工業株式会社(現㈱レゾナ ック)入社 Hitachi Powdered Metals (USA) , Inc. (現Resonac Powdered Metals America, Inc.) 取締役執行役員 (トレジャラー) カルビー株式会社入社 経営企画・ I R本部 I R部長 同社執行役員 I R本部本部長兼E S G推進室長 同社執行役員 購買本部本部長兼サ ステナビリティ推進室長 同社戦略リスク管理本部付 同社監査役(現任) 当社社外取締役(現任) 重要な兼職の状況 カルビー株式会社監査役	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤社外 監査役	林 道 彦	1961年5月11日	1985年 4月 1998年 4月 2002年 4月 2004年 1月 2006年 4月 2008年 4月 2010年 4月 2012年 4月 2014年 4月 2015年 4月 2016年 4月 2018年 4月 2019年 4月 2020年 4月 2022年 3月 2022年 4月 2023年 4月 2023年 6月	安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 同社日本橋支社母店統括営業部長 同社銀座支社赤坂営業支社長 同社名古屋本部業務推進グループ グループマネージャー 同社検査部業務監査グループ検査役 同社八王子支社長 同社松本支社長 同社営業人事部長 同社札幌支社長 同社札幌支社執行役支社長 同社執行役員大阪本部長 同社常務執行役員大阪本部長 同社常務執行役員東京都心本部長 同社常務執行役員東京本部長 同社常務執行役員東京本部長退任 明治安田収納ビジネスサービス株式 会社代表取締役会長 同社顧問 同社退社 当社常勤社外監査役（現任）	(注) 4	—
常勤 監査役	坂 根 司	1963年3月26日	1985年 4月 2003年 7月 2007年 4月 2015年 4月 2016年 4月 2019年 4月 2020年 4月 2024年 4月 2024年 6月	当社入社 上海呉羽化学有限公司（現：呉羽（上海）炭繊維材料有限公司）董事 副総経理 当社財務部長 当社購買・物流部長 呉羽（中国）投資有限公司 副総経 理 クレハサービス株式会社 取締役 クレハサービス株式会社 代表取締 役社長 当社内部監査担当 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	4,200
社外 監査役	奥 野 克 男	1958年6月11日	1981年 4月 2002年 3月 2002年 4月 2003年 7月 2008年 4月 2009年 5月 2010年 4月 2011年 3月 2011年 4月 2011年 5月 2014年 3月 2014年 4月 2018年 4月 2019年 3月 2019年 4月 2019年 6月 2023年 6月 2023年 7月	株式会社第一勧業銀行（現みずほ銀行）入行 同行退行 みずほ証券株式会社エクイティグル ープエクイティ企画部長 同社経営企画グループ国際部付シニ アマネージャー、みずほセキュリテ ィーズアジアリミテッド社長（出 向） 同社執行役員、みずほセキュリテ ィーズアジアリミテッド社長 同社執行役員企画推進グループ副グ ループ長 同社理事 同社退社 みずほスタッフ株式会社（現みずほ ビジネスパートナー(株)）顧問 同社常務取締役 同社常務取締役退任 みずほ総合研究所株式会社（現みず ほリサーチ&テクノロジーズ(株)）常 務執行役員事業本部長 同社常務執行役員メンバーシップ事 業本部長 同社常務執行役員メンバーシップ事 業本部長退任 みずほ証券株式会社理事 同社退社 清和総合建物株式会社常勤社外監査 役 当社社外監査役（現任） 清和総合建物株式会社顧問（現任） 重要な兼職の状況 清和総合建物株式会社顧問	(注) 4	—
計						68,528

- (注) 1 戸坂修氏、飯田修氏、および岡藤由美子氏は、社外取締役です。
 2 林道彦氏および奥野克男氏は、社外監査役です。
 3 取締役の任期は2024年6月から1年です。
 4 監査役の任期は2023年6月から4年です。
 5 監査役の任期は2024年6月から4年です。
 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
吉田 麗子	1974年10月28日	2001年10月 2021年 1月	弁護士 (東京弁護士会) シティユーワ法律事務所パートナー 弁護士 (現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の選任決議の効力は、選任された2024年6月26日から4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始時までで、監査役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了時までです。

- 7 当社ではコーポレート・ガバナンスの強化および当社のグループ経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し、経営の「監督機能」と「執行機能」の責任を明確にしています。上記以外の執行役員は以下のとおりです。

役位	担当	氏名
執行役員	研究開発本部長	佐藤浩幸
執行役員	包装材事業部長	木田 淳
執行役員	生産・技術本部長	上山隆久
執行役員	企画経理本部副本部長、企画経理本部DXセンター長	川名恭介

② 社外役員の状況

イ 社外取締役または社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

- ・社外取締役3名と社外監査役2名は、いずれも当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役または社外監査役が会社の企業統治において果たす機能および役割ならびに社外取締役または社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準または方針の内容および当該社外取締役または社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

- ・社外取締役には、経営への助言・監督機能、利益相反の監督機能およびステークホルダーの意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことを期待しています。社外監査役には、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割と責務を果たすことを期待しています。
- ・社外取締役または社外監査役の選任にあたり、東京証券取引所が定める独立性判断基準を踏まえ、社外取締役または社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた「社外役員の独立性判断基準」を以下のとおり定めています。

「社外役員の独立性判断基準」

当社は、当社の社外取締役または社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

1. 当社および当社グループ会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（*1）である者。
2. 当社グループを主要な取引先（*2）とする者もしくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者。
3. 当社グループの主要な借入先（*3）またはその業務執行者。
4. 当社の主要な株主（*4）である者またはその業務執行者。
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（*5）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）。
6. 過去10年間に於いて上記の1に該当していた者。
7. 過去3年間に於いて上記の2から5のいずれかに該当していた者。
8. 近親者（*6）が上記の1から7までのいずれかに該当する者。
9. 前各項の他、当社グループと利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

（*1）「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他これらに準ずる者および使用人をいう。

（*2）「主要な取引先」とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、先方の売上高に占める当社グループの構成比が2%を超える者、当社連結売上収益に占める構成比が2%を超える取引先をいう。

（*3）「主要な借入先」とは、連結借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

（*4）「主要な株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主をいう。

（*5）「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、1事業年度において1,000万円を超えることをいう（団体の場合は、連結売上収益の2%を超えることをいう）。

（*6）「近親者」とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

本項目に関する各社外役員の状況は、以下のとおりです。

社外取締役 戸坂 修氏

- ・製造会社での国際的な事業経験、研究部門、生産部門の担当経歴から会社経営についての高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を適切に果たしています。今後も当社の経営全般、特に研究開発、生産技術に関しての助言や監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役としています。また、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等、取締役および執行役員の報酬等の決定等に対し、客観的立場で関与しています。
- ・東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。

社外取締役 飯田 修氏

- ・製造会社での国際的な事業経験、生産部門、研究部門の担当経歴から会社経営についての高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を適切に果たしています。今後も当社の経営全般、特に生産技術、研究開発に関しての助言や監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役としています。また、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等、取締役および執行役員の報酬等の決定等に対し、客観的立場で関与しています。
- ・東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。
- ・同氏は、1980年4月から2022年3月まで三菱金属(株) (現三菱マテリアル(株)) の業務執行に携わっておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、製品購入等や製品販売の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社からの購入等の実績は同社の連結売上高の1%未満で、また、当社の同社に対する売上の実績は当社連結売上収益の1%未満です。

社外取締役 岡藤 由美子氏

- ・米国など海外企業の財務や会計、IRに関する専門知識、およびサステナビリティ戦略の立案に携わるなど、高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を適切に果たしています。今後も当社の経営全般、特に、グローバルな企業経営および社会・環境への責任あるサステナビリティ経営推進に関しての助言や執行の監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役としています。また、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、代表取締役社長の後継者候補とその育成計画等、取締役および執行役員の報酬等の決定等に対し、客観的立場で関与しています。
- ・東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。
- ・同氏は、1988年4月から2016年9月まで日立化成工業(株) (現(株)レゾナック) の業務執行に携わっておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、製品購入等や製品販売の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社からの購入等の実績は同社の連結売上高の1%未満で、また、当社の同社に対する売上の実績は当社連結売上収益の1%未満です。

常勤社外監査役 林 道彦氏

- ・金融機関において長年培った、事業戦略、コンプライアンス、人財マネジメントに関する豊富な経験と高度な知見を有し、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしています。今後も監査役としての役割・責務を果たすことが期待できるため、社外監査役としています。
- ・東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。
- ・同氏は、1985年4月から2022年3月まで安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）の業務執行に携わっておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、企業年金資産の運用委託等の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への運用委託料・保険料等の実績は、同社の保険料等収入の1%未満です。また同氏は、2022年4月から2023年6月まで明治安田収納ビジネスサービス(株)に勤務し、業務執行に携わっておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、集金事務代行の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への支払実績は、同社の売上高の1%未満です。

社外監査役 奥野 克男氏

- ・金融機関において培われた幅広く高度な知見と豊富な経験を有し、また、事業会社での監査役としての知識と経験を有し、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしています。今後も監査役としての役割・責務を果たすことが期待できるため、社外監査役としています。
- ・東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ています。
- ・同氏は、1981年4月から2002年3月まで(株)第一勧業銀行（現みずほ銀行）の業務執行に携わっておりました。現在の同行と当社および当社グループ会社との間には、借入れ等の取引関係がありますが、当社および当社グループ会社は複数の金融機関と取引を行っており、2024年3月期末における同行からの借入れは当社連結総資産の2%未満であり、同氏が同行を退行してから22年以上経過しています。同氏は、2002年4月から2011年3月、2019年4月から2019年6月にかけて、みずほ証券株式会社の業務執行に携わっておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、証券関連業務の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への支払実績は、同社の連結売上高の1%未満です。同氏は、2014年4月から2019年3月までみずほ総合研究所(株)（現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)）の業務執行に携わっておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、リサーチサービス等への支払いがありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への支払実績は、同社の売上高の1%未満です。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

- ・社外取締役は、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役会と定期的に意見交換を行っています。また、取締役会で内部監査結果や内部統制関連の報告を受領し意見を述べており、会計監査人ともコミュニケーションを取っています。
- ・社外監査役による監査は、「(3) 監査の状況 ①監査役監査の状況」に記載しています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

- ・ 監査役会は、社外監査役2名以上を含む4名以内の監査役で構成することとしており、提出日現在では、常勤社外監査役、常勤監査役、社外監査役それぞれ1名の計3名で構成しています。常勤監査役は当社経理財務部門の責任者を務めた経験があり、また社外監査役は金融機関の幅広い業務に従事した経験があり、各々財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・ 当事業年度においては監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数
常勤社外監査役	桐山 勝	4回／4回
常勤監査役	吉田 徹	14回／14回
社外監査役	押味 由佳子	4回／4回
常勤社外監査役	林 道彦	10回／10回
社外監査役	奥野 克男	10回／10回

(注) 1 桐山勝氏および押味由佳子氏は2023年6月27日の第110回定時株主総会の終結の時をもって退任したため、退任前に開催された監査役会が出席対象となっています。

2 林道彦氏および奥野克男氏は2023年6月27日の第110回定時株主総会の日に就任したため、就任後に開催された監査役会が出席対象となっています。

- ・ 監査役会においては、年次の監査方針・監査計画・各監査役の業務分担を定め、当社および当社グループの内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の報酬同意、会計監査人の評価による再任・不再任、期末監査報告書などを主な審議事項としました。
- ・ 監査役会の実効性評価を期末に実施し、監査役会として当事業年度の監査活動結果を定量・定性的に評価するとともに、さらなる実効性向上のための取組みを明確にして、次年度の監査活動に反映しました。
- ・ 監査役全員は、取締役会に出席して監査の計画および結果を報告し、代表取締役および各社外取締役と定期的コミュニケーションを持ち意見交換を行いました。
- ・ 常勤監査役および常勤社外監査役は、経営会議、各委員会など重要会議に出席し、執行役員・業務執行者から必要に応じて報告を受けました。また、主要な当社グループ会社の監査役を兼任しました。
- ・ 監査役は、会計監査人、内部監査部と相互の監査計画を交換し、監査の重点項目の確認、調整を実施しました。
- ・ 監査役は、内部監査の年次計画に基づく業務監査実施状況について内部監査部から定期的に報告を受け、意見交換を行いました。また、日常的に連携して、監査の充実を図りました。
- ・ 監査役は、「財務報告に係る内部統制」の評価の実施状況について内部監査部から定期的に報告を受け、意見交換を行いました。
- ・ 監査役は、会計監査人と定期的かつ随時コミュニケーションを持ち、監査状況の確認を行うとともに、監査上の諸課題について、意見交換を行いました。
- ・ 監査役は、会計監査人が行う実地棚卸立会に同行するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けました。

② 内部監査の状況

イ 組織、人員および手続き

- ・ 当社は、内部監査の年次計画を取締役会で決議し、他部門から独立した内部監査部が、コンプライアンスやリスク管理体制を含む当社および当社グループの内部管理体制等の適切性や有効性を評価検証し、改善に関する指摘や提言、経営会議、取締役会および監査役会への監査結果の報告を行うことにより、経営効率および社会的信頼度の向上に寄与する体制を確保しています。
- ・ 内部監査部は、当社グループ会社の業務監査を定期的に行い、監査結果を経営会議、取締役会に報告し、改善事項や検討事項の早期実施を図るとともに、他の当社グループ会社への水平展開を行っています。
- ・ 提出日現在では、内部監査部の人員は7名です。

ロ 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携

1) 内部監査と監査役監査との連携状況

内部監査部は、毎月監査役会に監査計画や実績を報告するとともに、被監査部門責任者との意見交換会に監査役も出席し、情報を共有しています。

2) 内部監査と会計監査との連携状況

内部監査部は、会計監査人と「財務報告に係る内部統制」の年次計画を共有し、必要に応じて、情報交換や意見交換を行っています。また会計監査人による監査結果の監査役への報告の場に内部監査部も同席し、情報を共有しています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

10年間

c. 業務を執行した公認会計士

狩野 茂行

川岸 貴浩

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、公認会計士試験合格者等4名、その他16名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、日本監査役協会による「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、執行部門から提案された会計監査人候補に対し、品質管理体制、適格性、独立性、監査実施体制、報酬見積額等について評価を実施し、その結果、適任と判断して会計監査人の選定・再任を決定しております。

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し業務の停止処分等を受けることとなった場合は、その事実に基づき、監査役会の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を損なう事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難である等と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、株主総会に提出する当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定し、当該決定に基づき、取締役会が、当該議案を株主総会あてに提出する方針です。

f. 監査役および監査役会による監査法人の評価

監査役および監査役会は、会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人に対し、日本監査役協会による「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性等の評価基準に基づいて、定期的および随時のコミュニケーションを実施するなどにより、監査は適正に実施されていると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	71	0	74	3
連結子会社	—	—	—	—
計	71	0	74	3

前連結会計年度における非監査業務の内容は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務です。当連結会計年度における非監査業務の内容は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務および社債発行に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務等です。

b. 監査公認会計士等と同一ネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	6	—	22
連結子会社	28	9	34	54
計	28	15	34	77

当社における非監査業務の内容は、税務等に関するアドバイザリー業務等です。また、連結子会社における非監査業務の内容は、税務等に関するアドバイザリー業務等です。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

当社の連結子会社であるクレハ・アメリカ Inc. は、EOS Accountants LLP に対して監査証明業務等に基づく報酬として22百万円を支払っております。

当社の連結子会社であるクレハ・ヨーロッパ B.V. は、Kreston Group に対して監査証明業務等に基づく報酬として16百万円を支払っております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社であるクレハ・アメリカ Inc. は、EOS Accountants LLP に対して監査証明業務等に基づく報酬として28百万円を支払っております。

当社の連結子会社であるクレハ・ヨーロッパ B.V. は、Kreston Group に対して監査証明業務等に基づく報酬として21百万円を支払っております。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、監査役会の同意を得て取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査計画の内容、監査時間、および報酬の見積額に関し必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等が妥当な水準であると認められることから、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経た上で、2023年5月17日開催の取締役会において決議しました。当該決定方針において、取締役会は、代表取締役社長に対し取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任し、委任された内容の決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経ることとしております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

1) 基本方針

- ・取締役の報酬等については、企業業績と中長期的な企業価値の向上を反映するとともに、適切な人財の確保と維持を考慮し、求められる役割と責任にふさわしい報酬体系および報酬水準とします。
- ・取締役の報酬は、金銭報酬である①基本報酬および②業績連動報酬等としての賞与、非金銭報酬である③事前交付型譲渡制限付株式報酬および④業績連動報酬等としての業績連動型譲渡制限付株式報酬により構成します。但し、社外取締役の報酬は、その役割に鑑み、基本報酬のみとします。

2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・取締役の基本報酬は、月例の現金報酬とし、株主総会において決議された総枠の範囲内で支給するものとし、個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとします。常勤・非常勤の取締役とも原則として定額とし、手当等は支給しません。

3) 賞与に係る業績指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とします。
- ・賞与は、株主総会において決議された総枠の範囲内で、各事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益を業績指標として算出された総額を取締役会で決定し、個人別の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受け、各取締役の評定に基づき決定し、毎年、一定の時期に支給します。

4) 事前交付型譲渡制限付株式報酬の内容および額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・事前交付型譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役等の地位を退任するまでの間の譲渡制限を付した当社の普通株式を付与し、一定の期間中継続して当社の取締役等の地位にあることを条件として、退任時に譲渡制限を解除する株式報酬とします。
- ・事前交付型譲渡制限付株式報酬の個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、毎年、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。

5) 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る業績指標の内容および額の算定方法ならびに非金銭報酬等の内容および額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・業績連動型譲渡制限付株式報酬は、基準となる株式数、業績評価期間（以下、「評価期間」）および評価期間中の業績目標を取締役会で定め、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた株式報酬とし、業績指標には、利益を示す指標、資本効率を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を設定します。また、付与される当社の普通株式には当社の取締役等の地位を退任するまでの間、譲渡制限を付します。
- ・業績連動型譲渡制限付株式報酬の個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。

- 6) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬総額における各報酬の割合は、その役割・責任に応じた適切な報酬割合とします。全体の報酬割合における「賞与」および「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の割合は、一定の水準には固定せず、業績指標の値が増加するにつれて取締役の報酬総額に占める「賞与」および「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の割合が高くなる設計とします。
- 7) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項
- ・「基本報酬」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の役職位別の額の基準の決定とします。
 - ・「賞与」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、代表取締役社長による評定に基づく各取締役の額の決定とします。
 - ・「事前交付型譲渡制限付株式報酬」および「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の役職位別の額の基準の決定とします。
 - ・種類ごとの報酬について代表取締役社長に委任された権限が適切に行使されるよう、「基本報酬」の役職位別の額の基準の決定、「賞与」に関する各取締役の評定に基づく額の決定ならびに「事前交付型譲渡制限付株式報酬」および「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の役職位別の額の基準の決定については、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経ることとします。
- 8) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（上記7)に掲げる事項を除く。）
- ・取締役の報酬制度の変更は、他社動向等を総合的に勘案し、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経て取締役会で決定します。
 - ・取締役の報酬額の改定は、他社水準および当社の業績等を総合的に考慮して行うものとし、その手続きは上記2)乃至5)に準じます。
- 9) 上記に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
- ・急激な業績の悪化や企業価値を毀損するような不祥事等が発生した場合には、臨時に報酬を減額または不支給とすることがあります。
- ロ イ以外の会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項
- 監査役の報酬は、固定報酬としての「月額報酬」のみとし、株主総会においてその総枠を決議し、各監査役の個別金額については、監査役会における監査役の協議によって決定します。原則として手当等は支給しません。

ハ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬および業績連動報酬である賞与を支給するための報酬額は、2023年6月27日開催の第110回定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。ただし、社外取締役については、その役割に鑑み、賞与の支給はありません。

また、当該報酬額とは別枠で、第110回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする株式報酬制度として、一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬（年額50百万円以内、株式の総数を年9,000株以内）および一定期間の業績目標の達成度に応じて当該期間の終了後に譲渡制限付株式を付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬（年額300百万円以内、株式の総数を年24,000株以内）を導入することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役以外の取締役の員数は4名です。なお、2007年6月27日開催の第94回定時株主総会の決議を以て導入したストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠は、上記の株式報酬制度導入に合わせて廃止しました。

監査役の報酬の額は、第94回定時株主総会において年額120百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

ニ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小林豊氏に対し取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しており、その内容は上記の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要の「7）取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」のとおりです。また、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループをとりまく環境や経営状況等を最も熟知し、業務執行を統括する代表取締役社長が総合的に適していると判断したからです。なお、代表取締役社長の権限が適切に行使されるようにするため、委任された内容の決定にあたっては、事前に、取締役会の任意の諮問機関であり独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経ることとしており、代表取締役社長は当該審議の結果を尊重して取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

ホ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬を賞与として支給しています。賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益であり、当該業績指標を選定した理由は、すべての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識していることからです。賞与の額は、親会社の所有者に帰属する当期利益に一定の係数を乗じて総額を算定し、個人別の額については、各取締役に対する評価に基づき決定しております。

当社の賞与は、親会社の所有者に帰属する当期利益を業績指標とし、その実績値に一定の係数を乗じて総額を算定していますが、当該業績指標の目標の達成如何により支給の有無等が決定されるものではなく、また、当該業績指標は一時的な収益・費用による影響を受けるものであることから、賞与に係る指標の目標値は設定していません。当連結会計年度の業績指標の実績値は、「第1. 企業の概況 1. 主要な経営指標等の推移（1）連結経営指標等」に記載のとおりです。

当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として業績連動型譲渡制限付株式報酬を導入しています。この業績連動型譲渡制限付株式報酬は、基準となる株式数、評価期間および評価期間中の業績目標を取締役会で定め、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するもので、個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。業績連動型株式報酬の額または数の算定の基礎として、利益を示す指標、資本効率を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において設定するものとし、初回の評価期間（2023年4月1日～2026年3月31日）における指標および各指標のウェイトは、連結営業利益（50%）、ROE（30%）、ESG経営指標（CO₂排出削減、廃棄物削減および社員の働きがい等に関する目標の達成度合を任意の報酬委員会にて評価します。）（20%）とします。当該業績指標を選定した理由は、当社の企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様と価値を共有することおよび当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として認識していることからです。

へ 非金銭報酬等の内容

取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、および当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、事前交付型譲渡制限付株式報酬および業績連動型譲渡制限付株式報酬を導入しています。

事前交付型譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役等の地位を退任するまでの間の譲渡制限を付した当社の普通株式を付与し、一定の期間中継続して当社の取締役等の地位にあることを条件として、退任時に譲渡制限を解除する株式報酬とします。個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、毎年、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。

業績連動型譲渡制限付株式報酬は、基準となる株式数、評価期間および評価期間中の業績目標を取締役会で定め、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた株式報酬とし、付与される当社の普通株式には当社の取締役等の地位を退任するまでの間、譲渡制限を付します。個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。

ト 任意の報酬委員会

当社は2018年6月26日より任意の報酬委員会を設置しております。任意の報酬委員会は、3名以上の取締役で構成し、うち過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。任意の報酬委員会は、取締役および執行役員の報酬の体系・制度の方針に係る事項、取締役の個人別の報酬等の内容等を審議し、取締役会への付議内容を検討します。なお、当事業年度において報酬委員会は3回開催され、主に2023年度以降の取締役および執行役員の報酬の新体系・新制度に関する審議等を行いました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬		ストック・ オプション	
		基本報酬	非金銭報酬	賞与	非金銭報酬		
取締役(社外 取締役を除く)	247	150	15	55	20	5	6
監査役(社外 監査役を除く)	23	23	—	—	—	—	1
社外取締役	46	46	—	—	—	—	4
社外監査役	30	30	—	—	—	—	4

(注) 上表には、2023年6月27日開催の第110回定株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)および社外監査役2名を含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)				
				固定報酬		業績連動報酬		ストック・ オプション
				基本報酬	非金銭報酬	賞与	非金銭報酬	
小林 豊	109	取締役	提出会社	64	7	24	10	2

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準および考え方

当社は、株式の価値の変動または株式にかかる配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的の株式、それらの目的に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を純投資目的以外の株式と区分しております。なお、当社は純投資目的の株式は保有していません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に、取引先等の株式を保有します。純投資目的以外の株式の保有については、取締役会において、保有目的が適切であり、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄か否かを精査し、保有意義を検証しています。2024年3月末時点では48銘柄（前年同期比2銘柄減少）を保有しております。

2024年5月17日の取締役会において、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の貸借対照表計上額を資本合計の10%未満とすることを基準とし、保有意義の薄れた株式や保有額の過大な株式については、取引先との対話、市場への影響、有効な資金活用の有無等を総合的に考慮した上で、段階的に縮減することとしました。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	16	1,125
非上場株式以外の株式	32	22,075

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	1	183	株式取得により中長期的な企業活動の向上に資すると判断したため。
非上場株式以外の株式	—	—	

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	3	270

c. 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日油(株)	2,733,000	911,000	機能製品事業セグメントにおける機能樹脂分野等の購買取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。また、普通株式1株につき3株の割合をもって分割する株式分割を行ったことにより株式数が増加しております。	有
	5,699	5,620		
日本酸素ホールディングス(株)	927,000	927,000	機能製品事業セグメントにおける機能樹脂分野等の購買取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	4,401	2,208		
東ソー(株)	1,178,500	1,178,500	化学製品事業セグメントにおける工業薬品分野等の販売取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	2,430	2,117		
(株)みずほフィナンシャルグループ	360,000	360,000	当社グループにおける金融取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	無※1
	1,096	676		
日本曹達(株)	176,200	176,200	化学製品事業セグメントにおける農薬・医薬分野等の購買取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	1,067	813		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東京海上ホールディングス(株)	221,340	221,340	当社グループにおける金融取引先、保険取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	無※2
	1,040	563		
(株)クラレ	605,000	605,000	樹脂製品事業セグメントにおける業務用食品包装材分野等の購買取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	993	736		
S O M P O ホールディングス(株)	293,250	97,750	当社グループにおける金融取引先、保険取引先であり、同社株式は主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。また、普通株式1株につき3株の割合をもって分割する株式分割を行ったことにより株式数が増加しております。	無※3
	935	513		
日産化学(株)	127,800	127,800	化学製品事業セグメントにおける農薬・医薬分野等の販売取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	731	765		
(株)東邦銀行	1,622,754	1,622,754	当社グループにおける金融取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	584	352		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱あらた	135,670	67,835	樹脂製品事業セグメントにおけるコンシューマー・グッズ分野等の販売取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。また、普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を行ったことにより株式数が増加しております。	有
	447	275		
㈱三井住友 フィナンシャルグループ	46,435	46,435	当社グループにおける金融取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	無※4
	413	246		
ソーダニッ カ(株)	292,760	292,760	化学製品事業セグメントにおける工業薬品分野等の販売取引先、購買取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	335	237		
北興化学工 業(株)	234,148	234,148	化学製品事業セグメントにおける農薬・医薬分野等の販売取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	298	197		
㈱めぶきフ ィナンシャ ルグループ	575,128	575,128	当社グループにおける金融取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	無※5
	294	186		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大日精化工業(株)	97,000	97,000	機能製品事業セグメントにおける機能樹脂分野等の販売取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	無※6
	289	172		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	73,724	73,762	当社グループにおける金融取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。また、普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を行ったことにより株式数が増加しましたが、保有株式の見直しを行った結果、一部を売却いたしました。	無※7
	243	334		
保土谷化学工業(株)	65,500	65,500	化学製品事業セグメントにおける工業薬品分野等の販売取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	239	197		
六甲バター(株)	92,532	92,532	樹脂製品事業セグメントにおける業務用食品包装材分野等の販売取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	無
	130	124		
ミライアル(株)	61,100	61,100	機能製品事業セグメントにおける機能樹脂分野などの販売取引先であり、同社株式は、主として取引関係等の円滑化のために保有しています。当社は、資本コストを踏まえ、配当金、取引により得られる利益等に加えて、現在に至る取引状況や当社の持続的、中長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し同社株式を保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮して記載しませんが、上記方針に基づいた十分な定量的な保有効果があると判断しております。	有
	94	99		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
有機合成薬 品工業(株)	227,000	227,000	化学製品事業セグメントにおける工業薬品 分野等の販売取引先であり、同社株式は、 主として取引関係等の円滑化のために保有 しています。当社は、資本コストを踏ま え、配当金、取引により得られる利益等 に加えて、現在に至る取引状況や当社の持 続的、中長期的な企業価値の向上等を総 合的に勘案し同社株式を保有してありま す。定量的な保有効果については取引先 との関係性を考慮して記載しませんが、 上記方針に基づいた十分な定量的な保有 効果があると判断しております。	有
	71	67		
林兼産業(株)	104,455	104,455	樹脂製品事業セグメントにおける業務用食 品包装材分野等の販売取引先であり、同 社株式は、主として取引関係等の円滑化 のために保有しています。当社は、資本 コストを踏まえ、配当金、取引により得 られる利益等に加えて、現在に至る取引 状況や当社の持続的、中長期的な企業 価値の向上等を総合的に勘案し同社株 式を保有してあります。定量的な保有 効果については取引先との関係性を考 慮して記載しませんが、上記方針に基 づいた十分な定量的な保有効果があると 判断しております。	有
	60	49		
ハリマ共和 物産(株)	19,800	19,800	樹脂製品事業セグメントにおけるコン シューマー・グッズ分野等の販売取引 先であり、同社株式は、主として取引 関係等の円滑化のために保有してあり ます。当社は、資本コストを踏まえ、 配当金、取引により得られる利益等 に加えて、現在に至る取引状況や当 社の持続的、中長期的な企業価値の 向上等を総合的に勘案し同社株式を 保有してあります。定量的な保有効果 については取引先との関係性を考慮 して記載しませんが、上記方針に基 づいた十分な定量的な保有効果があ ると判断しております。	無
	47	32		
日本ピグメ ント(株)	10,800	10,800	機能製品事業セグメントにおける機能 樹脂分野等の購買取引先であり、同 社株式は、主として取引関係等の円 滑化のために保有しています。当 社は、資本コストを踏まえ、配当 金、取引により得られる利益等 に加えて、現在に至る取引状況 や当社の持続的、中長期的な 企業価値の向上等を総合的に 勘案し同社株式を保有してあり ます。定量的な保有効果につ いては取引先との関係性を考 慮して記載しませんが、上記 方針に基づいた十分な定量的 な保有効果があると判断して おります。	有
	32	24		
丸大食品(株)	11,025	11,025	樹脂製品事業セグメントにおける業務用食 品包装材分野等の販売取引先であり、同 社株式は、主として取引関係等の円滑化 のために保有しています。当社は、資本 コストを踏まえ、配当金、取引により得 られる利益等に加えて、現在に至る取 引状況や当社の持続的、中長期的な 企業価値の向上等を総合的に勘案し 同社株式を保有してあります。定量的 な保有効果については取引先との 関係性を考慮して記載しませんが、 上記方針に基づいた十分な定量的な 保有効果があると判断してありま す。	無
	17	16		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
プリマハム ㈱	7,785	7,785	樹脂製品事業セグメントにおける業務用食 品包装材分野等の販売取引先であり、同社 株式は、主として取引関係等の円滑化のた めに保有しています。当社は、資本コスト を踏まえ、配当金、取引により得られる利 益等に加えて、現在に至る取引状況や当社 の持続的、中長期的な企業価値の向上等を 総合的に勘案し同社株式を保有しておりま す。定量的な保有効果については取引先と の関係性を考慮して記載しませんが、上記 方針に基づいた十分な定量的な保有効果が あると判断しております。	無
	17	17		
C B グループ マネジメ ント㈱	3,200	3,200	樹脂製品事業セグメントにおけるコンシュー マー・グッズ分野等の販売取引先であり、 同社株式は、主として取引関係等の円滑 化のために保有しています。当社は、資本 コストを踏まえ、配当金、取引により得ら れる利益等に加えて、現在に至る取引状 況や当社の持続的、中長期的な企業価値の 向上等を総合的に勘案し同社株式を保有し ております。定量的な保有効果については 取引先との関係性を考慮して記載しませ んが、上記方針に基づいた十分な定量的な 保有効果があると判断しております。	有
	15	11		
㈱ニイタカ	7,150	7,150	樹脂製品事業セグメントにおけるコンシュー マー・グッズ分野等の販売取引先であり、 同社株式は、主として取引関係等の円滑 化のために保有しています。当社は、資本 コストを踏まえ、配当金、取引により得ら れる利益等に加えて、現在に至る取引状 況や当社の持続的、中長期的な企業価値の 向上等を総合的に勘案し同社株式を保有し ております。定量的な保有効果については 取引先との関係性を考慮して記載しませ んが、上記方針に基づいた十分な定量的な 保有効果があると判断しております。	無
	14	15		
ユナイテッ ド・スーパ ーマーケッ ト・ホール ディングス ㈱	11,078	11,078	樹脂製品事業セグメントにおけるコンシュー マー・グッズ分野等の販売取引先であり、 同社株式は、主として取引関係等の円滑 化のために保有しています。当社は、資本 コストを踏まえ、配当金、取引により得ら れる利益等に加えて、現在に至る取引状 況や当社の持続的、中長期的な企業価値の 向上等を総合的に勘案し同社株式を保有し ております。定量的な保有効果については 取引先との関係性を考慮して記載しませ んが、上記方針に基づいた十分な定量的な 保有効果があると判断しております。	無
	11	12		
㈱オークワ	7,729	7,729	樹脂製品事業セグメントにおけるコンシュー マー・グッズ分野等の販売取引先であり、 同社株式は、主として取引関係等の円滑 化のために保有しています。当社は、資本 コストを踏まえ、配当金、取引により得ら れる利益等に加えて、現在に至る取引状 況や当社の持続的、中長期的な企業価値の 向上等を総合的に勘案し同社株式を保有し ております。定量的な保有効果については 取引先との関係性を考慮して記載しませ んが、上記方針に基づいた十分な定量的な 保有効果があると判断しております。	無
	7	6		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本製紙(株)	6,217	6,217	化学製品事業セグメントにおける工業薬品 分野等の販売取引先であり、同社株式は、 主として取引関係等の円滑化のために保有 しています。当社は、資本コストを踏まえ、 配当金、取引により得られる利益等に 加えて、現在に至る取引状況や当社の持続 的、中長期的な企業価値の向上等を総合的 に勘案し同社株式を保有しております。定 量的な保有効果については取引先との関係 性を考慮して記載しませんが、上記方針に 基づいた十分な定量的な保有効果があると 判断しております。	無
	7	6		
(株)いなげや	2,000	2,000	樹脂製品事業セグメントにおけるコンシュー マー・グッズ分野等の販売取引先であり、 同社株式は、主として取引関係等の円滑 化のために保有しています。当社は、資本 コストを踏まえ、配当金、取引により得 られる利益等に加えて、現在に至る取引状 況や当社の持続的、中長期的な企業価値の 向上等を総合的に勘案し同社株式を保有し ております。定量的な保有効果については 取引先との関係性を考慮して記載しませんが、 上記方針に基づいた十分な定量的な保有 効果があると判断しております。	無
	2	2		
イオン(株)	—	14,874	—	—
	—	38		
(株)フジ	—	6,972	—	—
	—	12		

- ※1：(株)みずほフィナンシャルグループは当社の株式を保有しておりませんが、子会社の(株)みずほ銀行、みずほ
信託銀行(株)、みずほ証券(株)は当社の株式を保有しております。
- ※2：東京海上ホールディングス(株)は当社の株式を保有しておりませんが、子会社の東京海上日動火災保険(株)は
当社の株式を保有しております。
- ※3：SOMPOホールディングス(株)は当社の株式を保有しておりませんが、子会社の損害保険ジャパン(株)は当
社の株式を保有しております。
- ※4：(株)三井住友フィナンシャルグループは当社の株式を保有しておりませんが、子会社の(株)三井住友銀行、S
MBC日興証券(株)は当社の株式を保有しております。
- ※5：(株)めぶきフィナンシャルグループは当社の株式を保有しておりませんが、子会社の(株)常陽銀行は当社の株
式を保有しております。
- ※6：大日精化工業(株)は当社の株式を保有しておりませんが、子会社の浮間合成(株)は当社の株式を保有しており
ます。
- ※7：三井住友トラスト・ホールディングス(株)は当社の株式を保有しておりませんが、子会社の三井住友信託銀
行(株)は当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。